(d)　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（連結財務諸表規則第171条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

[(e)～(g)　略]

[削る。]

d　[略]

⑰　貸借対照表

最近事業年度末現在における貸借対照表を掲げること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る貸借対照表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近２事業年度に係る貸借対照表（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を除く。⑱から⑳までにおいて同じ。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

ただし、１年を１事業年度とする会社（特定事業会社及び連結財務諸表を作成していない会社に限る。㉑において同じ。）が最近事業年度の次の事業年度（以下⑰並びに㉑ｂ及びｃにおいて「次の事業年度」という。）における中間会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る貸借対照表の記載が可能となる日までの期間に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度における中間会計期間に係る中間貸借対照表（財務諸表等規則第130条又は第211条に規定する比較情報を除く。以下⑰において同じ。）を併せて掲げること。なお、当該期間前において、中間貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該中間貸借対照表を併せて掲げること。

⑱　損益計算書

ａ　最近事業年度の損益計算書（⑰の規定により最近２事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近２事業年度の損益計算書）を掲げること。

(d)　１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第78条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額をいう。）

[(e)～(g)　同左]

d　ｃに規定する事項を記載する場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下ｄにおいて同じ。）に係るｃ(d)に掲げる項目の金額（各四半期連結累計期間に係るｃ(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。

e　[同左]

⑰　[同左]

最近事業年度末現在における貸借対照表を掲げること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る貸借対照表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近２事業年度に係る貸借対照表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。⑱から⑳までにおいて同じ。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

ただし、１年を１事業年度とする会社（特定事業会社及び連結財務諸表を作成していない会社に限る。㉑において同じ。）が次のａからｃまでに掲げる期間に届出書を提出する場合（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がａ及びｃに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。）には、それぞれａからｃまでに定める期間に係る四半期貸借対照表（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除き、特定事業会社がｂに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）。以下⑰において同じ。）を併せて掲げること。なお、ａからｃまでに掲げる期間前において、それぞれａからｃまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。

ａ　最近事業年度の次の事業年度（以下⑰並びに㉑ｂ及びｃにおいて「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下⑰において「第１四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第１四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下⑰において「第２四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第１四半期会計期間

ｂ　次の事業年度における第２四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第２四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下⑰において「第３四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第２四半期会計期間

ｃ　次の事業年度における第３四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る貸借対照表の記載が可能となる日までの期間　当該次の事業年度における第３四半期会計期間

⑱　[同左]

ａ　最近事業年度の損益計算書（⑰の規定により最近２事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近２事業年度の損益計算書）を掲げること。